

社団法人静岡県自動車整備振興会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人静岡県自動車整備振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区中吉田10番36号に置く。
2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車整備事業の業務の適正な運営を確保し、あわせて自動車使用者等との相互信頼体制を確立し、もって自動車整備事業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること
- (2) 必要な調査、研究を行い、統計の作成、資料の収集、若しくはこれらの公刊、又は、情報の提供及び斡旋をすること
- (3) 講演会、講習会又は展示会を開くこと
- (4) 行政庁の発する法令通達等の普及徹底及び施行のためにする措置に対する協力に関すること
- (5) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又は相談に応ずること
- (6) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること
- (7) 静岡県自動車整備技術講習所の管理及び運営に関すること
- (8) 自動車分解整備事業の近代化に関すること
- (9) 自動車の整備についての普及、啓蒙、広報に関すること
- (10) 関連団体との連携協調に関すること
- (11) 会員相互の親交並びに啓発向上に関すること
- (12) 自動車の交通安全、公害防止等の推進に関すること
- (13) その他、本会の目的を達するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 次に掲げる者は、本会の会員となることができる。

- (1) 正会員 静岡県内に事業場を有し、自動車分解整備事業の認証を受け、整備事業を営む者。
- (2) 賛助会員 静岡県内において、整備に関係ある事業を営む者及びこれらの者をもって組織する団体。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定する。

(会員資格の取得)

第7条 会員の資格は、正会員は、入会金及び会費を納入したとき、賛助会員は、会費を納入したときから生ずる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 会の運営上特に必要と認めるときは、総会の決議を経て会員から臨時会費を徴集することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
ただし、道路運送車両法第82条第1項の規定により、自動車分解整備事業の地位を継承した者は除く。
- (4) 自動車分解整備事業の廃止又は認証の取り消しがあったとき。
- (5) 2年以上会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分

の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反した行為があったとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 除名は、除名した会員に書面をもって通知しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 本会に次の役員をおく。

理事	46名以上49名以内
監事	3名以内

2 理事のうち、次の役職をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 2名以内
- (5) 常任理事 20名以内

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。ただし、理事のうち3名以内及び監事のうち1名を正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を中部運輸局長に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を中部運輸局長に届け出なければならない。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理する。

- 5 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は中部運輸局長に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問等)

第19条 本会に、顧問2名以内及び相談役2名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役には、第16条第1項(任期)及び第18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

第4章 総 会

(種 別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第24条 総会は、第15条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、第15条第6項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第35条 理事会については、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 常任理事及び常任理事会

(常任理事)

第36条 本会に、常任理事15名以上20名以内を置くことができる。

- 2 常任理事は、理事の互選によって選出する。
- 3 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。
- 4 常任理事については、第16条(任期)、第17条(解任)、第18条第2項及び第3項(実費弁償等)の規定を準用する。

(常任理事会)

第37条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 常任理事現在数の5分の1以上から招集があったとき。
- 3 常任理事会は、会長が招集する。
- 4 会長は、第2項第2号により請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 5 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 6 常任理事会については、第33条第3項(通知)、第34条(議長)、第35条(定足数等)の規定を準用する。
- 7 その他常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第7章 会務運営の組織

(支部及び委員会)

第38条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、支部及び委員会を置くことができる。

2 前項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の構成)

第40条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第41条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、中部運輸局長に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第44条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に中部運輸局長に報告しなければならない。この場合において、

資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第46条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経て、総会において、出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、中部運輸局長に届け出なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、中部運輸局長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、中部運輸局長の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、中部運輸局長の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第51条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えおかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 理事及び監事の履歴書
 - (10) 職員の名簿及び履歴書
 - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供し
なければならない。

第11章 補 則

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営に必要な事項は、総会の
議決を経て、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会の設立の最初の通常総会は、設立総会をもってこれに代える。
- 2 この会の設立当初の役員任期は、次年度の5月の通常総会の時迄とする。
- 3 この会の設立当初の会計年度は、設立日から始まる。

付 則

- 1 昭和61年度の総会で選任された役員任期は、第16条の規定にかかわらず、
昭和62年度に招集する通常総会までとする。
- 2 この定款は昭和61年9月3日から施行する。

付 則 [昭和62年5月30日 昭和62年度通常総会議決]

この定款の一部改正(第13条)は、昭和62年7月1日より実施する。

付 則

(平成4年11月9日住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づ
く住居表示変更) 第1章総則第3条

付 則 [平成10年5月20日 平成10年度通常総会議決]

この定款の一部改正(第13条、第14条)は、平成10年6月17日より実施する。

付 則 [平成11年5月19日 平成11年通常総会議決]

この定款の一部改正(第13条、第16条)は、平成11年8月3日より実施する。

付 則 [平成12年5月17日 平成12年通常総会議決]

この定款の一部改正(第3条)は、平成12年7月31日より実施する。

付 則 [平成16年5月20日 平成16年通常総会議決]

この定款は、平成16年7月14日から施行する。

付 則 [平成17年5月18日 平成17年通常総会議決]

この定款の一部改正(第2条)は、平成17年8月11日より実施する。